

2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 浅 古 有 寿
(コード番号 7832 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役 CFO 辻 隆 志
(TEL : 03-6634-8800)

株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 21 日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 お よ び 数	当社普通株式 100 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 4,407 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	440,700 円
(5) 処 分 予 定 先	事業統括会社等の取締役（非業務執行取締役を除きます。） 1 名 100 株

（※）上記表に記載している「事業統括会社等」の定義につきましては、2026 年 6 月 22 日付「株式報酬としての自己株式処分のお知らせ」をご参照ください。

2. 処分の目的および理由

当社は、2026 年 6 月 22 日付「株式報酬としての自己株式処分のお知らせ」（以下「原開示」といいます。）において公表いたしましたとおり、同日開催の当社の取締役会において、当社の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）および当社グループの事業統括会社等の業務執行取締役を対象とする事後交付型の業績条件付株式報酬制度（原開示でいう「本制度 I」）に基づき、2026 年 3 月期に係る業績条件付株式報酬として自己株式の処分（原開示でいう「本自己株式処分 I」）を行うことについて決議し、2026 年 7 月 10 日に払込手続きも完了しておりますが、2026 年 3 月期に係る業績条件付株式報酬として追加の自己株式の処分が必要なことが判明いたしましたので、本日開催の当社の取締役会において、追加で本自己株式処分を行うことを決議いたしました。

当該業績条件付株式報酬制度の詳細につきましては、原開示をご参照ください。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価格とするため 2026 年 8 月 5 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における、当社の普通株式の終値

である 4,407 円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の 1 ヶ月（2026 年 7 月 6 日から 2026 年 8 月 5 日まで）終値単純平均値である 4,259 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率 3.47%（小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3 ヶ月（2026 年 5 月 6 日から 2026 年 8 月 5 日まで）終値単純平均値である 3,898 円からの乖離率 13.06%、および 6 ヶ月（2026 年 2 月 6 日から 2026 年 8 月 5 日まで）終値単純平均値である 3,954 円からの乖離率 11.46%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）本自己株式処分に原開示でいう本自己株式処分Ⅰを加えた 2026 年 3 月期に係る業績条件付株式報酬としての自己株式の処分の概要については、次のとおりとなります。

(1) 処 分 期 日	(i)2026 年 7 月 10 日 / (ii)2026 年 8 月 21 日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 お よ び 数	当社普通株式 172,000 株（内訳：(i)171,900 株 / (ii)100 株）
(3) 処 分 価 額	(i) 1 株につき 3,591 円 / (ii) 1 株につき 4,407 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	617,733,600 円（内訳：(i)617,292,900 円 / (ii)440,700 円）
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。） 5 名 53,200 株 事業統括会社等の取締役（非業務執行取締役を除きます。） 27 名 118,800 株 （内訳：(i)118,700 株 / (ii)100 株）

（※）上記表の(i)は原開示でいう本自己株式処分Ⅰに対応し、2026 年 7 月 10 日に払込手続きも完了しております。上記表の(ii)は本日決議いたしました本自己株式処分Ⅱに対応しております。

なお、事業統括会社等以外の当社の国内グループ会社の業務執行取締役を対象とする業績条件付株式報酬制度（原開示でいう「本制度Ⅱ」）に基づく自己株式の処分（原開示でいう「本自己株式処分Ⅱ」）についての変更はありません。

以 上